

| | | | | | |
|--|--|------------------------|------|-----------------|---------------|
| 制 度 名 | 地域住民のためのコンサート (公益財団法人 三井住友海上文化財団) | | 主管課名 | 生活文化課 文化振興 G | |
| | | | 問合せ先 | 029-301-2824 | |
| 目的・趣旨 | 地域における文化の振興を支援するため、各地の公立文化ホール等を会場として地域住民へ廉価で質の高いクラシックコンサートを提供し、地域に音楽を楽しむ風土を培う。 | | | | |
| <p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 三井住友海上文化財団が提示した出演者によるコンサートを開催する。 また、コンサート開催に付随して、地域住民と出演演奏家の交流プラン（共演、鑑賞教室、子どもミニコンサート、レッスン）を希望することも可能。 ※交流プランについては、原則 1 プランにつき 20 千円を開催地主催者（市町村等）が負担し、それ以外を三井住友海上文化財団が負担する。</p> <p>[補助要件等] (1)原則として都道府県、市町村及び三井住友海上文化財団の三者共同主催とするが、市町村が実質的な主催者となる。 (会場の指定管理者が主催事業として開催する場合は四者共同主催。) (2)地域住民がチケットを購入しコンサートに足を運び、音楽を楽しむ風土を培う観点から、入場料を無料または著しく低廉（一般 1,000 円未満）にすることは避ける。 ただし、高校生以下の入場料を無料または低廉にすることは可能。</p> <p>[対象経費] (1)三井住友海上文化財団の負担経費 演奏家出演料、演奏家及び三井住友海上文化財団職員の交通費・宿泊費、大型楽器の運搬費 (2)市町村（開催地主催者）の負担経費 印刷費、広報費、会場費、交通費、その他（著作権料、ケータリング費、委託費）、交流プラン経費（開催料 20 千円まで、交流プラン実施にかかるその他費用（印刷費、会場費、現地での送迎等）</p> <p>[経費負担割合]</p> | | | | | |
| 区 分 | | 国 | 県 | 市町村 | その他 |
| 事業主体が市町村の場合 | | — | — | 対象経費 ※上記記載 | 対象経費 ※上記記載 |
| 〔令和 6 年度当初予算額〕 — 千円 | | 〔令和 6 年度補助対象団体〕 守谷市 | | | |
| 〔備考〕 令和 6 年度実施事業の募集は終了。例年前年度の 8 月頃募集。 | | | | | |